

中央環境審議会

地球環境部会長 浅野 直人 殿

2004年8月2日

委員 永里 善彦

「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに関する中間とりまとめ(素案)」への意見

7月29日に開催されました第22回地球環境部会に社用のため出席できませんでしたので、配布された資料1「地球温暖化推進大綱の評価・見直しに関する中間とりまとめ(素案)」に関する意見を、下記のとおり書面にて提出いたします。

記

7月22日付け提出意見書に記しましたとおり、私の基本的な考え方は、「規制より自主」「地球規模でのコスト最小化」ですが、資料1で示された「中間とりまとめ(素案)」には、同意できない点があります。

以下に具体的な異論点を示しますので、最終的な中間とりまとめにおいては、記載内容の再検討、あるいは少なくとも意見の併記をお願いします。

p 5 (京都議定書の合意内容と日本の締結)

最終○の「京都議定書については、以上述べてきた実際の交渉経緯、交渉内容などを勘案すると、我が国にとって一方的に不利な内容を定めた不平等条約という評価は適切でない…」という記述は唐突であり、交渉の経緯を述べてきた文脈から逸脱するものであり、削除すべき。(条約の評価は交渉の経緯だけでなく、結果から判断すべき)

p 11 (購買力平価基準による部門別エネルギー消費の比較一図4、5)

第17回会合ヒアリングに対する経済産業省の回答でも指摘されるように、各国と比較して貿易財が安く、非貿易財が相対的に高い日本において、購買力平価による部門比較は不適切であり、削除すべき。

p 15 (産業部門の進捗状況の評価)

「産業部門の目標の達成には不確実性があるとの評価がされた」とあるが、少なくとも産業部門からの排出量の80%をカバーする自主行動計画については、着実に成果を上げており、第三者評価委員会、産業構造審議会・総合エネルギー調査会合同会合でも、順調との評価を得ている。現時点で産業部門の目標達成が担保されるものでないとはいえ、不確実性を自主行動計画に起因するとの表現は不適切である。

p 19 (国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進)

3つめの○に「定量的な評価をすることは困難である」と結論付けているが、これまでの審議でも指摘したとおり、少なくとも現大綱で位置付けられたそれぞれの対策の浸透状況、また削減量の算出方法に基づく評価は可能なはずであり、それを試みずに「評価困難」と結論付けることは、当審議会の怠慢を示す記載であり、遺憾である。

p 27 (大綱の見直しに当たっての基本的考え方)

現大綱が基本的考え方の冒頭に述べている、「環境と経済の両立に資する仕組みの整備・構築」を引き続き基本方針とすることを明記すべき。

p 29 (諸外国における温暖化対策)

本項では諸外国における対策を項目のみ列記されているが、この記述では本審議会が諸外国の対策について、単純に真似をすることだけを考えている印象を受ける。我が国が参考にすべきことは、対策の効果や評価・有効性を含めた諸外国の状況である。

p 31 (脱温暖化社会を形成する技術の4つの柱)

柱を4つに限定するのではなく、まず第1に「核燃料サイクルを含めた原子力の利用拡大」を追加、また二酸化炭素の固定化技術やクリーンコールテクノロジーも柱の1つとすべき。特に原子力は、安定供給の面からも我が国のエネルギー政策の柱でもあり、将来の水素供給源としても期待される。

また「②廃熱などのエネルギーの徹底的な利用」において、大気熱を空調や給湯に活用する高効率のヒートポンプ技術についても追加すべき。

p 36 (対策量区分の温室効果ガス区分への統合)

現大綱で、政府の責任において取組むとされていた項目を、評価困難との理由で他区分と統合することは、政府への信頼性を失わせるものであり、責任逃れとの印象を拭いきれない。現大綱は、各部門毎の目標ではなく、各対策の削減目標を中心としているが、引き続きその方針に則り、仮に他の区分に統合するとしても、対策の「導入目標量」「削減見込み量」も同時に大綱上に明記し、フォローアップを行なうとすべき。

p 41 (事業者からの温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度)

企業は既に、様々なステークホルダーへの環境情報の公開を自主的に進めているが、その主眼は、温室効果ガスの排出量そのものというより、どのような取り組みを進めているかということである。企業の規模も活動内容も様々である中、政府が一律に数字を公表することは、情報の受け手に誤解を与える恐れが大きく、また企業にとって対策のインセンティブになるとも思えない。一律的な報告、公表制度は不要である。

p 43 (自主行動計画の充実と透明性の確保)

経団連自主行動計画は、行政コストをかけることなく、企業の自主的な取り組みとして十分な効果を挙げており、あえて政府との協定化する必要はないと考える。

また、参加業種の取り組みも個別に公表しており、「個々の業界や個々の企業の努力が見えにくい仕組みとして機能している」との評価は不当である。また経団連自主行動計画は個々の企業の自主的取り組みの上に全体としての効果が発揮されているものであり、「産業『界』としての互助の精神に基づく集団としての発想から脱却し…」という表現は、現在の自主行動計画に基づく取り組みを否定することとなり、修正すべき。

p 44 (国内排出量取引制度)

国による排出量の割当てを前提とした排出量取引制度に反対する旨は以前より表明したが、そもそも排出量取引の効果はキャップを前提として発揮されるものであると思われ、自主参加型の排出取引制度は、膨大な行政コストの割に排出削減効果は期待できない。むしろ、CDMなどの京都メカニズムを活用する施策の方が有効であり、国は企業が自主的に京都メカニズムを活用するためのインフラ整備を進めるべきである。

なお、本項は「国内」排出量取引制度として整理しながら、国内取引に限らず排出量取引一般に関する内容も含まれている。京都メカニズムなど、国際的に認められた制度と今般の提案について誤解が生じる恐れがあり、削除すべき。

p 46 (温暖化対策税)

温暖化対策税は、国内産業の競争力を損ない地球規模の温室効果ガスの増大に繋がる恐れが大きいほか、現在提案されている案では、価格インセンティブ効果や教育効果は望めないなど問題点が多い。また税収を活用する場合には、まずその用途を費用対効果を考慮しつつ十分に検討すべき。その検討がなされていない段階では「有力な手段である」とは言えない。

p 52 (各業種の自主行動計画に基づく排出量予測)

経団連自主行動計画は個々の参加業種の取り組みの上に成り立ち、全体としての効果を発揮し、同時に参加業種の目標や取り組みを公開することにより、「個々の企業や業界の努力の正当な評価」もされている。各業種の目標を大綱に位置付ける必要性はなく、個別業種の目標追求により全体としての効果が失われる恐れもある。

p 59 (家庭部門の対策・施策の強化)

「国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進」の配分により、対策項目のいくつかも家庭部門に配分されるはずであるが、記載されていないのはおかしい。国民一人ひとりが対策の必要性を自覚し、痛みを実感しながら実行する対策も重要な対策である。

p 61 (家電製品等の効率改善)

既に家庭の消費エネルギーの殆どを消費する機器は、トップランナー基準の導入されているが、費用対効果やLCAでのエネルギー消費を考慮すると、無闇な対象拡大はすべきでない。また、目標値や目標年までの期間は、技術開発やコスト、LCA的評価を十分に考慮して決めるべきものであり、一概に強化、短縮化することは望ましくない。

p 62 (住宅等への電圧調整システムの導入)

電気業界からの意見を受けた結果と思われるが、この項目のみ、有効性が不明なまま、今後「検討の場を設置して」議論するとなっている。現時点で追加対策としての可能性のはっきりしない項目を、中間とりまとめに記載するのはいかがなものか。

p 67 (京都メカニズムに関する対策・施策の強化)

京都メカニズムは費用対効果にすぐれた「足らざるを補う」ための人類の知恵であり、1.6%にこだわらず積極的に活用すべきである。さらに、事業者が自主的に活用するための、会計・税制上の取扱いの明確化などのインフラ整備を国として進める必要があることを明記すべき。

p 72 (追加対策・施策による削減効果)

表4で示された産業部門の2010年度の推計値(-12.4%)は試算の根拠が明確でないばかりか、総合エネルギー調査会需給部会で示された試算とも大きく異なる。暫定値との注記があるとはいえ、マスコミ等では数字が一人歩きしている状況も踏まえ、早急に関係各省との調整や、試算根拠の関係業界への事実確認などを行なうべき。

以上

中央環境審議会
地球環境部会長
浅野 直人殿

林 貞行

「中間とりまとめに向けての主な論点整理」に関する意見

京都メカニズムの積極的活用について次のとおり意見を提出する。

以前にも本部会で申し上げたが、京都議定書が採択されたときに感じたのは、欧州諸国は厳しい削減義務から逃げ切ったということである。特に、ドイツや英国の目標達成は容易であり、EU全体でもバブルでの目標達成は容易であると認識されていた。一方、我が国は、既に高い水準の省エネが達成されていることなどを勘案すれば、目標達成は容易ではないと思われる。

このような現状を踏まえると、地球温暖化対策推進大綱の見直しにあたっては、京都議定書目標の達成を念頭におきつつも、地球規模での温室効果ガスの削減をいかに費用効果的に行うかという原点に立ち返り検討を進めるべきと考える。原材料・エネルギーを輸入し、高付加価値製品を製造するという我が国の特性にも配慮し、国益を損なわぬよう慎重に考えるべきである。

事務局より提示された「中間とりまとめ（素案）」を見る限り、このような視点が欠けているように感じる。単に、EUでとられている政策を模倣し、これとの連携を図ることが、国益に照らして良いのか大いに疑問に感ずる。

例えば、英国では国内排出量取引制度を導入しており我が国もそれにならうべきであるという旨の記述（「中間とりまとめ（素案）」の46頁）があるが、英国は目標を達成することが容易であったのに加えて、社会保障への財源目的から既に導入されていた気候変動税の減免措置というインセンティブが働いたことが排出量取引制度の導入につながったわけであり、我が国の置かれている厳しい状況とは大きく異なる。英国でこのような制度が出来たからといって、我が国にも同じように適用でき且つ効果があるかのように論じるのは安直に過ぎる。

目標達成に向けて本当に努力するのであれば、地球規模で費用効果的に温室効果ガスを

削減でき、京都議定書の下で確実に削減量が認められる京都メカニズムを積極的に活用すべきである。京都メカニズムの内、CDM や JI は、我が国の有する優れた技術により国際貢献ができると共に、途上国等の持続可能な発展にも資するものであり、我が国が率先して国際社会に示せる温暖化問題への貢献策ではないか。

「中間とりまとめ（素案）」の 68 頁には、1.6%分を京都メカニズムで確保することを大綱に明記するという提案があるが、1.6%に限定せず、現状を踏まえれば、これを上回って活用することを考えるべきである。

本部会には京都メカニズムの積極的活用には否定的な感じがあるが、京都メカニズムは京都議定書作定交渉の過程において、わが国が獲得した条項であり、これを活用することになんら躊躇はいらない。

京都メカニズムによる温暖化ガスの削減は、地球的規模で見れば（地球温暖化防止対策としては、正にこの点が問題である）、国内的措置によるものと同じ効果をもち、すでに高い省エネが達成されている国内での CO2 削減の高コストを考えれば、もっと京都メカニズムを活用すべきである。いたずらに困難な国内措置による達成に固執し、結果として目標が達成できないといった愚は犯すべきではなく、そのためには京都メカニズムの活用方法、奨励策などにつき早急な検討が求められる。京都メカニズムの十分な活用なしに、国際競争力をそぐような国内排出量取引制度や温暖化対策税などの国内措置をもとめても、産業界の理解は得られないのではないか。（了）